

## 徳島大学プロテオゲノム研究領域における共同利用機器取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島大学プロテオゲノム研究領域（以下「プロテオゲノム研究領域」という。）における共同利用機器（以下「機器」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(機器の管理)

第2条 センターが保有する機器は、領域長が任命した管理者（以下「機器管理者」という。）が管理するものとする。

(使用の資格)

第3条 機器を使用することができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 徳島大学（以下「本学」という。）の教職員及び学生
- (2) 他大学及び公的研究機関の研究員
- (3) 民間機関等の研究員
- (4) プロテオゲノム研究領域で実施する事業の参加者
- (5) その他領域長が特に必要と認めた者

2 前項の者については機器の操作に習熟した者あるいは、機器の操作に習熟した者の立会がなければ機器を使用することができない。

3 使用者がこの要領に違反し、又は共同利用機器室の運営に支障を与える恐れがある場合には、領域長は使用の許可を取り消すことができる。

(使用の日時)

第4条 機器を使用できる日時は、原則として平日の午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、領域長が認める場合はこの限りでない。

(使用の手続)

第5条 機器を使用しようとするときは、その使用に係る責任者（以下「使用責任者」という。）は、寄附金振替依頼申込書（別紙様式）（以下「申込書」という。）を領域長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 使用責任者は、前項の申込書を使用希望日までに提出しなければならない。

3 使用申込みは、原則として講座（教室）単位で申し込むものとする。

4 第1項の申込書に記載した事項を変更しようとするとき、又は変更する必要があるが生じたときは、使用責任者は速やかに再申請を行わなければならない。

5 機器を使用する者は、別に定める機器使用記録に記載のうえ使用しなければならない。

(機器の操作)

第6条 機器の操作は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 機器の操作及び試料作製は、使用者が行う。

(2) 機器の操作に習熟していない者は、機器を使用する前に機器管理者の操作指導を受けて使用するものとする。

(3) 機器の使用中に異常が発生した場合又は疑問が生じた場合は、速やかに機器管理者に連絡しなければならない。

(損害の賠償)

第7条 使用者は、故意又は過失により機器を損傷又は破損した場合は、領域長に届け出て、損害を賠償し、又は原状に回復しなければならない。

(使用料)

第8条 第5条第1項の承認を受けた使用責任者は、別に定める使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料の納付方法は、使用責任者の所属する講座(教室)の寄附金からの予算振替によるものとする。この場合において、その予算振替の時期は、一定期間毎とし、予算振替を行った際は、使用責任者の所属する講座(教室)の長にその使用料の額を通知するものとする。

3 納付された使用料は、センターの共通経費として受け入れるものとする。

4 使用料の額の改定は、次条に定める委員会の承認を得て、領域長が定める。

(委員会)

第9条 センターに、機器の利用に当たっての管理、運営等について必要な事項を審議するため、徳島大学プロテオゲノム研究領域共同利用機器管理運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会について必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、機器の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成20年7月23日から施行し、平成20年7月1日より適用する。

2 徳島大学ゲノム機能研究センターにおける共同利用機器取扱要領(平成12年10月31日制定)は、廃止する。

附 則(平成21年2月25日改正)

この要領は、平成21年3月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年6月24日から実施する。

附 則

この要領は、平成22年5月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

1 この要領は、平成28年4月22日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

2 徳島大学疾患プロテオゲノムセンターにおける共同利用機器取扱要領(平成24年4月1日センター長制定)は、廃止する。

別紙様式

## 寄附金振替依頼申込書

平成 年 月 日

責任者氏名 \_\_\_\_\_ 講座名 \_\_\_\_\_ (内線 \_\_\_\_\_)

寄附金の名称	担当責任者

各寄附金に対して責任者名をご記入下さい。

# 共同利用機器使用の手引き

## 1. 機器の内容

①ここでの機器は、別紙「プロテオゲノム研究領域共同利用機器一覧及び使用料」の装置を示す。

### ②使用者の資格

使用できる者は、機器の操作に習熟した者あるいは、機器の操作に習熟した者の立会のもとで使用する者とする。

### ③使用の手続き

所定（別紙様式）の申込書により、寄附金振替依頼申込を使用希望日までに領域長に提出する。機器使用の予約は、所定の様式に記載する。

### ④消耗品の経費負担

使用に伴う消耗品については使用責任者が負う。

### ⑤機器不調の報告

機器に不調の箇所がある場合は、直ちに機器管理責任者に報告すること。  
不調のまま使用してはならない。

### ⑥機器の損傷

使用者の不注意によって機器を損傷あるいは故障させた場合の修理費等は使用責任者が負う。

## 2. 機器の使用記録

機器を使用した場合は、使用記録簿に必要事項を記入しなければならない。

## 3. 時間外の使用

機器の使用時間は、平日の午前7時00分から午後20時00分までとし、これ以外の時間に使用しようとする者は領域長の承認を受けなければならない。

## 4. 使用者負担額

使用者の負担額は、別紙使用料のとおりとし、予算振替により行う。

## 5. 使用に当たっての遵守事項

使用者は常に善良な管理のもとに使用しなければならない。

使用中は火気に十分に注意し、火災予防に努めること。

使用設備、機械、器具の始業点検及び就業点検を励行し、事故防止に努めること。

使用場所を長時間離れる際は、設備、機械及び器具の運転停止並びに部屋の電気、水道及びガスの利用停止等の措置をとること。

## 6. 損害賠償

使用者が故意又は過失により、施設・設備及び備品等を滅失又はき損したときは、その全部又は一部に相当する金額を弁償しなければならない。